

## (仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

- 共生社会の実現のためには、障害等の有無にかかわらず、お互いが人格と個性を尊重し合う機運の醸成が必要である。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を控え、文化芸術を通じた共生社会の実現を意識した取組が広がりつつある。
- 本県においては、第2次世界大戦直後に始まった障害福祉の取組の中で先駆的に造形活動が取り入れられ、県内の福祉施設に広がる中で、現在に至るまで取組が展開されている。また、近年では舞台芸術活動も含めて多様な活動が展開され、国内外でアール・ブリュット展や舞台芸術公演が行われるなど、国際文化交流の推進にも重要な役割を果たしている。
- こうした中、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に施行され、国においては障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けた検討が始まっている。
- これらの動向を踏まえ、今後の本県における障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定するもの。

### 2 計画の位置づけ

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体の「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 滋賀県文化振興条例第 4 条に基づく「文化振興基本方針」および障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画（滋賀県障害者プラン）を上位計画とする障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画

### 3 計画の期間

- 国の基本計画の検討状況を勘案し、今後検討。

### 4 検討の進め方

#### (1) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

計画検討のための有識者会議として設置し、4 回程度意見、助言等を求める。

#### (2) 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会

文化振興および障害者施策推進に関する附属機関において、随時報告を行う。

#### (3) その他

市町および障害者団体等から意見聴取を行う。

## 5 計画策定期

2019年度中の策定を予定

<想定スケジュール>

2018年11月21日	第1回懇話会
2019年3月20日	第2回懇話会（骨子案）
2019年4月以降順次	第3回懇話会（素案）
	第4回懇話会（原案）
	県民政策コメントの実施 計画策定

## 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「計画」という。）を滋賀県において策定するにあたって、有識者や関係者等の意見を反映させていくため、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他計画の策定にあたり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から計画策定の日までとする。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 県民生活部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、県民生活部文化振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(別表)

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 委員名簿

氏名	役職等
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長
北村 成美	湖南ダンスワークショップ ディレクター
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長
古久保 憲満	作家
鈴木 京子	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）プロデューサー（副館長）
中谷 満	相愛大学大学院音楽研究科 教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
保坂 健二朗	東京国立近代美術館 主任研究員
村田 和彦	滋賀県立近代美術館 館長
山下 完和	社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房 施設長
山中 隆	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長

(敬省略・50音順)

# 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

## 法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

### 文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

## 基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

## 基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
  - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
  - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
  - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
  - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
  - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
  - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
  - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
  - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
  - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
  - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
  - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
  - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
  - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
  - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
  - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
  - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
  - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

**【推進体制】(20条)** 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

**【財政措置等】(6条)** 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け